

小牧岩倉衛生組合工事請負業者格付要領

第1条 この要領は、小牧岩倉衛生組合において発注する工事の請負業者の格付の方法及び基準を定めるものとする。

第2条 指名競争入札参加者及び随意契約の見積者の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営に関する事項の審査の結果の総合数値（以下「総合数値」という。）及び過去1カ年間の工事成績、信用等を勘案して行うものとする。

第3条 格付は、総合数値により別表のとおりとする。

第4条 格付は、隔年ごとに行い、その有効期限は2年（格付の施行された日から次の格付の施行される日の前日まで）とする。ただし、追加の入札参加申請に伴う格付は受付のときに行い、有効期間は残期間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 小牧岩倉衛生組合工事等請負業者格付要領（昭和60年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

等級 区分		建築工事	建築設備工事	土木工事	その他
A	a	901点以上	901点以上	901点以上	901点以上
	b	841～900	841～900		
B	a	781～840	781～840	751～900	751～900
	b	721～780	721～780		
C	a	661～720	661～720	601～750	601～750
	b	601～660	601～660		
D	a	541～600	541～600	600点以下	600点以下
	b	540点以下	540以下		

備考

- 1 建築設備工事とは、建築設備のうち電気工事、水道施設工事、管工事、電気通信工事、さく井工事及び機械器具設置工事をいう。
- 2 その他とは、造園工事、清掃施設工事、防水工事、屋根工事等をいう。